

令和3年10月定例会

- 1 期 日** 令和3年10月27日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場** 鎌ヶ谷市役所本庁舎6階、第4委員会室
- 3 出席者** 皆川 征夫 教育長
住石 英治 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
石川 宏貴 委員
久野 義春 委員
- 4 出席職員** 狩谷 昭夫 生涯学習部長
小松崎 佳之 生涯学習部次長（事）文化・スポーツ課長
飯塚 博文 生涯学習部副参事
柳 昌 孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
桂本 弘明 生涯学習部副参事（事）給食管理室長
関 正人 教育総務課長

岩 松 昌 弘 生涯学習推進課長
新 泉 貴 久 学校教育課指導室長
岩 見 健 治 教育総務課主幹
松 本 茂 隆 生涯学習推進課主幹
三 石 宏 郷土資料館長

5 議案事項

議案第 1 号 令和 3 年度教育費 1 2 月補正予算について
議案第 2 号 指定管理者の指定について

6 報告事項

報告第 1 号 教育委員会の点検・評価（令和 2 年度対象）について
報告第 2 号 鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価
委員会の結果について
報告第 3 号 鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について
報告第 4 号 令和 3 年度 1 1 月の行事予定について
報告第 5 号 学校の近況報告について（指導）
報告第 6 号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長	<p>ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会10月定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、10月定例会を開会いたします。</p> <p>また、本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、学校教育課給食管理室長、指導室長、生涯学習推進課主幹、郷土資料館長の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。</p>
教 育 長	<p>本日の定例会会議録署名委員については、住石教育長職務代理者を指名します。</p> <p>本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、「議案事項2件」「報告事項6件」です。よろしく、ご審議の程お願いいたします。</p>
教 育 長	<p>審議に入ります前に、議案第1号「令和3年度教育費12月補正予算について」及び議案第2号「指定管理者の指定について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、報告第5号「学校の近況報告について（指導）」、報告第6号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。</p> <p>よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。議案第1号・議案第2号、報告第5号・報告第6号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>ご異議がございませんので、議案第1号・議案第2号、報告第5号・報告第6号を「非公開」といたします。</p>

《ここから非公開》

議案第1号「令和3年度教育費12月補正予算について」、議案第2号「指定管理者の指定について」は異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教 育 長

以上で、議決事項を終了します。
それでは報告第1号から報告第6号について報告を求めます。

【報告事項】

教育総務課長

報告第1号「教育委員会の点検・評価（令和2年度対象）について」

点検・評価につきましては、教育委員の皆さまとの「検討会」を経て、教育委員会7月定例会「議案第4号」として、議決を得たところでございます。

このたび、学識経験者であります聖徳大学・神谷准教授と、秀明大学・荒井准教授のご意見が整いましたので、ご報告させていただきます。

なお、学識経験者のご意見につきましては、71ページ以降に添えさせていただきます。

それでは、学識経験者のご意見を踏まえ、修正した部分につきまして、2点ほどご説明させていただきます。

まず、27ページ「1）スポーツ活動の充実」「1）-2 スポーツ推進委員活動の促進」についてです。

神谷先生からのご指摘で、「ニュースポーツの活用によって新たな参加者を得たようにパラスポーツの体験や日本レクリエーション協会などで紹介する新たな種目の活用も考えて欲しいものである」というご指摘をいただきました。

これに対し、「4 課題・今後の取組み」欄に「障がいのある人のスポーツ施設に対する要望を傾聴するとともに、パラスポーツ推進のため、

関連する講習会等に参加し、技能取得につとめます。」と付け加えました。

35・36ページ「2）歴史・文化遺産の保存・継承・活用の促進」
「2）-1 埋蔵文化財発掘調査事業」についてです。

神谷先生からのご指摘で、「2カ所5件の登録有形文化財に登録されたことは、市が歴史的に重要な資産を持っているという証である。しかし、一方ではこのような文化財をいかに市民に知ってもらうかという課題がある事を忘れてはならない」という、ご指摘をいただきました。

これに対し、「4 課題・今後の取組み」欄に、「国登録 有形文化財 澁谷家住宅は令和3年度に公有地化を進めており、公開や活用に向けた整備を行い、イベントを通じて周知していきます。」と付け加えました。

以上、この内容で決定の後には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、令和3年度鎌ヶ谷市議会定例会令和3年12月会議で報告をし、年明けには、市のホームページで公表する予定です。

文化・スポーツ課長

報告第2号「鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について」

指定管理者の行った令和元年度及び令和2年度きらりホール及び中央公民館の業務については、令和3年8月3日の業務評価委員会において審議いたしましたので、結果について報告します。

指定管理者業務評価は、「きらりホール総合評価B、概ね適切に管理・運営されている」「中央公民館総合評価B、概ね適切に管理・運営されている」という結果でした。

文化・スポーツ課長

報告第3号「鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について」

指定管理者の行った令和2年度スポーツ施設の業務については、令和3年8月27日の業務評価委員会において審議いたしましたので、結果について報告します。

指定管理者業務評価は「各項目 A」、施設の管理運営にあたっては「適正と認められる」という結果でした。

教育総務課
主幹

報告第 4 号「令和 3 年 1 1 月の行事予定について」
(資料に基づき説明を行いました)

教 育 長

以上、報告第 1 号及び報告第 4 号までについて、ご質問ございますでしょうか。

住 石 委 員

報告第 1 号「教育委員会の点検・評価」の 72 ページに「今後は可能な限り、オンラインでの研修会も視野に入れて検討していただきたい」と書いてありますが、今後はオンラインで取り組んでいこうとしているのか、それとも、人が集まるというところに生涯学習の意義を感じて、可能なかぎり人と人とが同じ場で学習し合う方向に軸を置くのか、どのようにお考えですか。

生涯学習推進
課長

現在は、新型コロナウイルス感染症は収まってきているのですが、今後は、人を集めての講習を軸にしながらも、同時に Z O O M での配信も進め、2 本立てで行っていかうと考えております。

教 育 長

基本は人を集めて行い、それ以外にも配信を行うのか、もしくは同じように力を入れて行うのですか。

生涯学習推進
課長

人を集めて行うことを軸にしつつ、並行して行っていかうと考えております。

住 石 委 員

報告第 2 号、報告第 3 号の評価基準は統一されているのですか。

文化・スポー
ツ課長

きらりホール及び中央公民館指定管理者業務評価の評価項目と、スポーツ施設指定管理者業務評価の評価項目は同じものではありません。

生涯学習部長

きらりホール及び中央公民館指定管理者業務評価は「A B C D ランク」

で、スポーツ施設指定管理者業務評価は「S A B Cランク」なので、両方とも上から2番目の評価となります。

久野委員 「点検・評価」で神谷明宏先生にいただいたご意見ですが、78ページの「一方、何度も役所的な数量評価軸のみで評価していないか、今一度真摯な目で再評価をしていただきたいと申し上げてきたが、生涯学習分野・学校教育分野どちらの評価にもコロナ禍による参加者の減少という量的な変化により評価が低くなっている傾向が多く、項目で見受けられた」「役所的な数量評価軸のみで評価していないか、今一度真摯な目で再評価をしていただきたい。すでに教育界では量的評価から質的評価への転換が図られはじめている。このような時代にあって市教育委員会が時代を先取りしてどのような姿勢を率先して示すのか、せめてこの報告書でしっかり検討して欲しいと強く感じる結果であった」とのご意見が記載されてありますが、この内容についてお考えがありましたらお聞かせいただきたいです。

教育総務課長 本市の「教育委員会の点検・評価」では、30ページにあるとおり、会議やイベント（書面評決を含む）など、開催に向けて準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、やむを得ず中止した際は、当初の目的は達成できたとして評価「C」。開催に向けた準備を進めておらず、中止した際は評価「E」としています。

この評価については、7月7日に開催した「点検・評価」の検討会での決定事項であり、これを変えることはできません。

特に生涯学習については、新型コロナウイルス感染症防止対応のため、多くのイベントが影響を受けているのも事実です。評価については、今後も「検討会で考慮させていく」との方向でお願いしたいと思います。

久野委員 この「教育委員会の点検・評価」を拝見したときに、学校と生涯学習が同じ目線、同じ物差しで評価することに違和感がありました。

今後、ぜひ検討課題の中に入れていただきたいと思います。

住石委員 学校現場では、評価について、「絶対評価が良いのか、相対評価が良いのか」「所見による評価が良いのか、数字やA B Cによる評価が良い

のか、」と種々あります。教師の判断や考え方だけで評価するのと、具体的な評価物で判断するのが良いのかというのは、ずっと言われてきたものです。

行政のほうで「質」の判断をするとすると、著しい労力がかかる上、公平な評価ができるのかという点についても、これはなかなか難しいことではないかと思えます。

教育総務課長の言うとおりに、教育委員会が行う評価というのはある程度、具体的な物や数字、成果などによって評価せざるを得ないのではないかと。その一方で、神谷先生のおっしゃることも一理ある。数字ばかりでは、評価が現実とかけ離れてしまうので、どう勘案して来年度の評価に結びつけるのか。そのような評価をするためには、学校教育、生涯学習教育の現場に対して、普段から「評価をどうするか」と投げかけ、早めに働きかけないと「質」的なもので評価をしていくのは難しいと思えます。

久野委員 例えば、学校教育については、法に基づいて国や県から指示があったり、通達があったり、指針が届いたりすることが多く、基準になるものがたくさんあるので、その範囲以内で事業を起こしていれば評価は高い。

ところが、生涯学習教育の場合は、基準となるものがあまりなく、担当者のやる気、アイデア、活力などが生涯学習の事業活動を盛んにするかしないかが決まってしまう。

したがって、評価の基準は違ってよいのではないかと、同じ物差しで計ることによって誤差が出てしまうのではないかと考えます。そのあたりも含めて検討していただきたいと思えます。

教育長 今までの物量的な評価をしつつ、質的な面での評価についても、これから検討委員会で考慮していただいて、検討をしていくということをお願いしたいと思います。

《ここから非公開》

報告第5号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第6号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長

以上で、報告事項を終了します。

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。鎌ヶ谷市教育委員会10月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和3年12月3日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 住石 英治

作 成 者 岩見 健治